

第 57 回高知県国土利用計画審議会

開催日時：令和 2 年 2 月 3 日（月） 13:30～

場所：高知会館 3 階 平安

委員：石垣英司、岡部早苗、笹原克夫、玉里恵美子（欠席）、畠中智子、広末幸彦、藤本武志、細川公子、松岡和也（欠席）、松島貴則、山本洋子

1 開 会

2 挨拶

高知県土木部副部長

3 議 題

（ 1 ）会長及び会長職務代理者の選任

- ・新会長 あいさつ
- ・議事録署名人 2 名の選任

（ 2 ）報告事項・・・・・・・・・・・・・・・・

- ・第 56 回高知県国土利用計画審議会に関する報告事項
- ・土地利用基本計画の報告事項について
 - 林地開発許可等の状況 -

（ 3 ）検討事項・・・・・・・・・・・・・・・・

- ・土地利用基本計画書の変更について

（ 4 ）その他

4 閉 会

1 開会

（司会）

それでは定刻になりましたので、ただ今から第 57 回高知県国土利用計画審議会を開会いたします。委員の皆様にはお忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。私、本日の司会進行を務めます用地対策課課長補佐の杉本でございます。

まずは、開会にあたりまして、高知県土木部副部長の伊藤からご挨拶を申し上げます。

2 挨拶

（伊藤副部長）

皆様、こんにちは。ご紹介いただきました県の土木部で副部長をしております伊藤と申します。よろしく願いいたします。本来でございましたら、土木部長の村田が参りましてご挨拶を申し上げるところでございますけれども、今ちょっと国の予算の大詰めで、この間、補正予算も通過しましたけども、ちょっと国交省に参っていますので、私のほうから代わりにご挨拶をさせていただきたいと思っております。

本日は皆様、本当にお忙しい中、この審議会にご出席を賜りましてありがとうございます。また、委員の皆様方には日ごろから本県の県行政の推進、とりわけ、この土地行政の推進には多大なるご協力をいただいております、この場をお借りして感謝を申し上げたいと思います。

ちょうど今年は委員の皆様の改選の時期となっております、先日委員の改選をさせていただきましたけども、引き続いてご就任をいただきましてありがとうございます。またこれから3年間よろしくお願いを申し上げます。

この審議会でございますけども、土地利用計画法に基づいて各都道府県に設置されておる審議会でございます。限られた国土につきまして、各都道府県における実情を踏まえて土地の利用に関する県計画の策定とか、あと重要事項などをご審議いただく会でございます。

申し上げるまでもございませぬけれども、この土地と言いますと、県民の皆様の生活でありますとか、産業活動に不可欠なものということでございまして、将来の世代にしっかりと引き継いでいく、引き継いでいかなければならない貴重な財産というところでございます。

そうしましたことから本県では、南海トラフ地震とか、自然災害のリスクに備えるために、安心・安全な土地の利用の計画でありますとか、各種の産業振興との調和、また、自然と共生する持続可能な県土利用といったところ、総合的な土地の有効活用を図りながら土地を管理していく質を高めていくことが非常に重要になってくるというところでございます。

そういった中で本日の審議会でございますけども、はじめにこの一年間の林地開発の許可でありますとか、完了しました案件5件についてご報告をさせていただきます。その後に、ワーキングで検討していただきました高知県土地利用の基本計画の基本的な方針につきまして、座長の松島委員様からご報告をいただくということでございますので、またご意見をいただきたいと存じます。

委員の皆様には適切にご審議をいただきますとともに今後とも県政の発展にご支援を賜りますようお願いをいたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いをいたします。

(司会)

それでは、ただ今から議事に入りますが、その前に今回委員の改選がございました。辞令につきましては、委員の皆様へ先日郵送させていただいたところでございます。改選後の委員名簿につきましては、赤いインデックスの3番目「名簿」というところに添付しております。

あわせて、今回若干委員の方の数を調整させていただきましたというか、ございましたので、「国土審条例」並びに「運営要領」という見出しの部分を見ていただきながらちょっ

とご説明をさせていただきます。

改選にあたりましては、審議会という短い時間の中で各委員により活発に意見交換をしていただくために、各分野のバランスを考えながら新しい任期における委員数の見直しをさせていただいたところでございます。見直しました分野は、公募の2名、行財政の1名、農業の1名、3分野の4名の方でございます。委員の数につきましては、15名から現在11名にさせていただいております。

見直しの考え方としましては、既存の分野を基本といたしまして、土地問題を除く各分野から1名を原則とさせていただいたところです。公募につきましては、平成19年に一般県民の方の意見を反映したいという考えで導入いたしました。審議内容や他の分野の専門委員と積極的な意見交換をしていただくことを考えますと、何らかの土地に関連した専門性があることを選考対象にせざるを得なかったということもございまして、結果として近年は既存分野の専門家に偏っている状況でございました。

また、全国状況の調査をする中でも委員に専門性を求める観点から一般公募を実施しております自治体は少なく、このような点を総合的に判断し、見直しをしたところでございます。

また、行財政分野につきましては、審議会に諮問、報告する案件は個別法の手続きにおいて、所管課が当該関係市町村長に意見照会を行います。意見反映の機会がございますので、手続きを経たうえで審議会の委員案件となりますので、前任の委員と町村会の事務局にもご説明をいたしまして、ご理解をいただいたうえで見直しをさせていただきました。

農業分野につきましては、2名を1名にさせていただきました。土地問題の分野につきましては、土地に関する審議会という性格上、委員の数は2名のままとさせていただいております。

以上、委員の皆様には事後の説明となりましたこと、誠に申し訳ございません。ご理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、新しい委員、

(委員)

よろしい? すいません。

(司会)

はい。どうぞ。

(委員)

一点だけ、修正が必要なところがあると思います、名簿で。これ、私が言うことじゃないんだけど。松島委員の所属団体等、これは高知大学農林海洋科学部になっていますが、これは違いますよね。教育研究部自然科学系農学部門。

(委員)

そういうことになりますね。

(委員)

ちょっとまた後で。

(事務局 黒石)

申し訳ございません。

(委員)

高知大学までが正しくて、その後、学部は今所属していないので。私と玉里さんも変な名前を書いてありますよね。こんな名前になりますので、また後で修正してください。

(委員)

自然科学系農学部門になります。

(委員)

だから、私の所属団体等をコピーして、その後、理工学の「理工」を取って、農業の「農」を付ける。

(委員)

農学部門。

(委員)

だから要は部門だけ見ればいいっていうことで。

(司会)

どうもすいませんでした。

それでは、新しい委員の方をお迎えしておりますので、勝手ながらでございますが初めに皆様の自己紹介をお願いしたいと思います。

名簿順で石垣委員さんからお願いできますでしょうか。

(委員)

筆頭で大変失礼いたしますが。四国森林管理局長の石垣と申します。昨年10月に当職を拝命いたしております。なかなか馴染みがあるようでないようなところでございますが、

国有林の保全管理ということで担わせていただいております。

四国だけで見ますと、四国の国土面積の約 10%をこの国有林が占めております。ただやはり、何と言っても民有林と比べましても、国有林というのは山の奥のほうに割と点在しているものでございまして、石鎚山の周辺でありますとか、剣山周辺でありますとか。もちろんそれ以外でも比較的人里に近いところにあるわけでございますけれども。一度は国鉄さんと並んで赤字ということで改革をさせられたわけでございますけれども、やはり、国民のための森林ということで、林業の成長産業化に少しでも貢献していけるようにということで、日々努力させていただいております。若干長くなりましたが、どうかよろしくお願いいいたします。

(委員)

岡部と申します。高知市内で設計事務所をやっております。古い建物や歴史的な建物や町並みなどを保全する作業をしているヘリテージマネージャーという仕事をしております。よろしくお願いいいたします。

(委員)

笹原と申します。分野は防災と書いてありますが、土木工学の中の特に土砂災害ですね。所属団体が書いてあるように、高知大学以下省略、理工学部門でございます。よろしくお願いいいたします。

(委員)

畠中と申します。分野はまちづくりということになっておりますが、都市の中だけというわけではなくて、私はもう一つ、実家が香北町というところにありまして、そちらで田んぼとか畑もやりながら。で、山も持っていたりしながら、民有林を。そんなんで、そういう自然のものがどれだけ環境に影響するかというのを身をもって感じながらのまちづくり部門ということで発言させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいいたします。

(委員)

広末です。商工業ということで商店街連合会の理事長をしております。何期目になるかは忘れましたが、ちょっと私の場合は畠中さんと違って、商店街という立場でございますので議論に違和感があるような気がしますが、勉強させていただきますのでよろしくお願いいいたします。

(委員)

高知県宅建政治連盟の会長をやっております藤本と申します。国には、全宅連という組

織がありまして、日本に10万会員いるんですが、そこを通じて今、非常に問題になっている所有者不明地とか、それから空き家対策に国と高知県、高知市にも提言、要望しております。この国土利用審議会も非常に重要な会だと思いますので、今後、3年間協力させていただきたいと思います。ぜひ、よろしくお願いします。

(委員)

細川と申します。

分野は自然保護ですけど、専門というか得意分野は植物です。今、高知県版レッドデータブックの改訂をしております、改訂委員と、それから調査員で、里山の荒廃がすごく気になっていて大変なことになっています。またよろしくお願いします。

(委員)

先ほど所属団体の訂正をいただきました松島でございます。勤務は高知大学農学部と言いますが、農林海洋科学部で物部のほうに勤めておりますけれども、実家は高知県の室戸市でお茶をつくっております。ただ親父が高齢化してお茶をつくれなくなってきたんで、さて、その土地どうしようかと今悩んでいるところです。国土利用審議会におりながら耕作放棄地をどうするかに直面している、身につまされたところですけど、農業分野の委員としても発言をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。専門分野は、農業経営経済でございます。よろしくお願いします。

(委員)

はい。山本でございます。不動産鑑定士という肩書きですが、今一線は退いております。不動産鑑定士という資格自体が国土利用計画法とともにできたようなものでございますので、この会に一人ぐらいいはいてもいいのかなという気はします。

それで、仕事柄、二十何年間、高知県の山の中から町の中まで、全部……、およそ行ってない市町村はないし、市町村によればそれこそ路地裏まで入った経験がございます。その中で、常々たまっていたようなものも言えればなどは思っていますけども、そろそろ何かに片足を突っ込んでおりますので、若い人の邪魔をしないように大人しくしていようとは思っております。よろしくお願いします。

(司会)

自己紹介、ありがとうございました。

本日ご欠席の委員が2名おられます。社会福祉分野の玉里委員並びに一般言論分野の松岡委員におきましては、本日所用によりましてご欠席となっております。

各委員の任期でございますが、高知県国土利用計画審議会条例第3条によりまして、3年間となっております。任期は令和5年1月19日までとなります。どうかよろしくお願いします。

いたします。

続きまして、本日の出席委員数をご報告いたします。

本日の審議会には、9名の委員の出席をいただいております。これは、委員数11名の半数以上を満たしておりますので、当審議会条例5条第3項に定めております2分の1以上の出席により、本審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお本審議会は「高知県審議会等の会の公開に関する指針」及び「高知県国土利用計画審議会運営要領」によりまして、公開とすることとなっておりますのでご了承願います。

条例につきましては、別紙のとおり添付しておりますのでご確認をお願いいたします。

3 議事

(司会)

それでは議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、審議会条例第5条2項によりまして会長をお願いすることとなっておりますが、本日は改選後あらためての会でございます。会長のご選任をいただくまでの間、私のほうが進行を務めさせていただきます。

それでは、議題(1)の会長の選任についてでございます。本審議会条例第4条1項の規定により、会長は委員の互選によるということになっておりますが、これについていかがでございましょうか。

(委員)

何もご意見がないようでしたら今までの継続性もありますし、ご見識等を考えて留任ということをお願いできないかと思うんですけど。私の意見ですが。

《「よろしくお願いします」「はい」の声あり》

(委員)

ご本人がよろしければ。よろしいですか、笹原会長。

(委員)

何か留年みたいで。(笑)

(委員)

いやいや。そんなことはない。(笑)

(委員)

これまでの継続で、特にワーキングが途中であるということを鑑みまして、私でできる

ことであれば引受けさせていただきたいと思います。

《「お願いします」「よろしくお願いします」の声あり》

(司会)

ありがとうございます。それでは、山本委員のほうから笹原委員に引き続き会長をお願いしたいということでしたので、笹原委員を会長にということで、引き続き笹原様によりしくお願いいたします。

それでは、笹原委員、会長席のほうに移動をお願いいたします。

笹原委員、ありがとうございます。

それでは、以降の進行につきましては、笹原会長をお願いをしたいと思います。

会長に挨拶をお願いいたします。

(笹原会長)

今回、新たにというか、あらためまして、会長に推薦された笹原でございます。

今回、委員の再任があったんですが、先ほど事務局からお話のあったように人数を絞ったということでございます。実は、かなりちょっと用地対策課さんとやり取りをしました。というのが、例えば、県を悪く貶めようとするば、「お前ら、一般公募を削って県民の声を聞かないように仕向けるんだらう」とか、そういうことを言い出す人が都会のほうの県だといるんですね。ですからそのへんもあったので、用地対策課さんと一緒に非常にちょっと慎重に事を進めさせていただいたということでございます。ですからこのところはご理解いただきたいと思います。

本音のところを聞いていると、やっぱり委員数が多いと日程調整が大変で、汗がドバドバ出るということが原因らしいので。

ただ、先ほどのお話をお聞きして、一般公募がやっぱり専門性が必要ということで、ある意味、本当の一般公募というのはなかなか難しかったというところは、ちょっと残念といえば残念なんですけど、まあ、仕方がないかと思います。

そういうことで、結果としては石垣委員がご新任ということで、ほかの方は以前からというか、広末委員にいたっては何回やったかわからないということでしたが、そういうことでございます。

再度、皆さんにお願いしたいのが、この審議会、何て言うのか、国土利用計画の頂点に、県の中で頂点にある審議会と言いつつ、実際は持っている権限は非常に少ないというところは、皆さんご理解していると思いますが、それにもめげず頑張ってお発言いただくというところは、なおのことお願いしたいと思います。

特に山本委員、先ほど少しおっしゃっていましたが、そんなことを言わずにぜひ頑張ってくださいと思います。あとは石垣委員におかれましても、役所の職名、あと役

所のあれもあると思うんですが、心の中ではそれを踏み越えたところでまたご意見いただけるとうれしいと思います。以上でございます。

(司会)

笹原会長、ご挨拶、どうもありがとうございました。

それでは、以降の進行につきましては、笹原会長にお願いをしたいと思います。

誠に恐れ入ります。ここで土木部副部長の伊藤は所用のため退席させていただきたいと思っております。

(笹原会長)

ご苦労さまでした。

《伊藤 退席》

(司会)

それでは会長、よろしくお願ひいたします。

(笹原会長)

はい。わかりました。そうしましたらこれから議事を進めていきたいと思っております。

議事次第を見ていただきますと、「3 議題」の(1)議事録署名人の選任とあるんですが、その前に会長職務代理者を選ぶという仕事がございます。私のほうで選ばせていただくんですが、これも前回に引き続き、高知大学の農林海洋学部の松島委員にぜひお願いしたいと思います。

《「はい」の声あり》

(笹原会長)

よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(笹原会長)

次に、議事録署名人、今回の議事録の署名をしていただくんですが、これはもう打ち合わせなしで、今初めて発表いたします。ぜひ、嫌だと言わずに引受けていただければありがたいんですが。

2名ですね。過去の議事録署名人の記録を詳細に検討して、できるだけ回数が少ない方を選びました。藤本さんと細川さん、このお二人にお願いしたいと思います。

(委員)

はい。わかりました。

(笹原会長)

よろしくお願いします。

(笹原会長)

そうしましたら、これから早速本来の審議会の議事に入っていきたいと思います。

まず議事次第を見ると「3 議題」の(2)報告事項です。第56回、前回、昨年の高知県国土利用計画審議会に関する報告事項ということで、前回、私ども委員のほうから出た質問に対する事務局からの回答でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局 黒石)

用地対策課長の黒石でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料1をお願いいたします。昨年度の審議会でのご質問2点につきまして、1ページの内容で昨年の4月3日付けで審議会議事録に同封して送付をさせていただきましたが、この後に行います報告案件にも関連をすることでございますので、あらためてご報告をさせていただきます。

1点目は、須崎市の民間事業者の開発計画地の一部が、3ページにあります資料に示されているとおり、土砂災害警戒区域にかかっているのかというご質問でございました。

2ページに戻っていただきたいですが、2ページの開発計画の右下の部分が土砂災害警戒区域に若干かかっているということを防災砂防課に確認をさせていただきました。

2点目でございます。5ページのように、国道工事で土砂災害警戒区域にかかっている場合は、林地開発同様に事業施工者である国から県の担当課に協議があるものかというご質問でございました。

これに対しましては、土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンという区域、それと土砂災害危険箇所につきましては、申請や協議の必要はございません。土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンという指定になりますが、これについては若干私権制限がかかりまして、宅地の分譲、要配慮者利用施設等、医療機関とか学校とかの用途のための造成工事であれば許可を受ける必要がございます。さらに、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、いわゆる砂防三法につきましては、民間・公共にかかわらず行おうとする行為が制限されている行為、その中の切り盛りということになるんでしょうが、そういった行為であれば申請や協議を行い、許可や承認を受ける必要がございます。

以上、防災砂防課に確認してございます。

6ページをお願いいたします。これは防災砂防課におきまして、各種指定の有無に関して問い合わせのあった土地に対して、防災砂防課が所管している砂防指定地等の指定状況を回答する様式でございます。

以上が昨年の宿題に対するご回答でございます。

ちょっとついでにといたらなんですけど、資料2の12ページを開けていただけますでしょうか。ここに今申し上げました3点をちょっと簡単にまとめております。

下の茶色で囲んでおります3つ、急傾斜地法（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）、砂防法、地すべり等防止法、これが何をやるにあたって、官であろうが民であろうが許可なり協議が必要ということです。

その上にある土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）これは平成13年にできた法律ですが、下の3法は、いわゆるハード整備（対策工事）が基本になる法律。ハード整備するためには、こういった区域に指定しておかなければならないという指定が必要だということです。土砂災害防止法というのは、ハード整備ではなかなか間に合わない、笹原先生、ご存じのことかと思えますけど、平成11年か12年だった広島災害を機にできた法律ですが、砂防堰堤1基1億円以上かかりますので、ハード整備が間に合うのかということととにかく逃げまじょうと、いわゆる啓発の、いわゆるソフト法（警戒避難体制や土地利用抑制などのための法律）になっております。その中で土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）、ここの指定に関しては、非常に私権制限がかかる、壁を厚めにするとかいった制限がかかります。

隣にあります土砂災害警戒区域（イエローゾーン）、これは、啓発と言いますか、注意しましょうと、危ない可能性があるから何かあったらすぐに逃げてくださいと、そういった啓発活動の部分になります。

上にあります土砂災害危険箇所等につきましては、この下の土砂災害防止法ができるまでは、砂防の部門で危険渓流とかの指定をして、杭というか、その看板立てて、「ここは危険渓流ですから注意してください」という、そういった啓発をしておったというふうに聞いております。防災砂防課さん、間違いはないですかね。大体こういうことだと思います。これをまとめたのが先ほどの資料6ページの一覧になります。

以上が前回の第56回高知県国土利用計画審議会に関するご報告でございます。

続けていいですか。

（笹原会長）

次、何でしたっけ？ もうあれか。ここでちょっと一回切りましょうか。

（事務局 黒石）

はい。

(笹原会長)

前回のみならず何度かこの土砂災害に関する区域の話、出てまいりましたし、特に都市域での過剰な開発を抑えるためには有効なツールかもしれないということで、皆さん、関心も高いかと思しますので、ここで、質疑応答の時間を簡単に取りたいと思います。特に砂防指定地がこれから室戸の中で出てきますので、そのへんも含めて、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

ちょっと今、黒石課長というか、事務局の話をもとめると、結局、土地利用に制限が出てくるのが、この12ページの資料で言うと、茶色で囲んだ急傾斜地法の急傾斜地崩壊危険区域と、砂防法と地すべり等防止法で指定された区域、これは、工事のための法律なのでかなり厳しく土地利用の制限がなされるということでございます。

それと同様に、真ん中の土砂災害防止法のこの名前の長いやつ、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)、これは土石流とかが流れてくると家を壊すと県が予想されているところですので、ここも建物の制限があると。でもそれ以外、例えば、土砂災害警戒区域(イエローゾーン)、黄色く塗ってあるやつですね、とか、あと土砂災害危険箇所というのは、まったくそういう土地利用の制限がないということでございます。

ここで委員にお聞きしたいんですけど、確か、何年か前の審議会でもちょっとご発言なさっていたと思うんですが、そうとは言いつつ、例えば、土砂災害防止法の土砂災害警戒区域(イエローゾーン)に指定されるとやっぱり地価に影響があるというお話だったかと思うんですが、それで間違いはないですか。

(委員)

例えば、この中で、急傾斜地崩壊危険区域、この言葉がものすごい強烈な。もう一回言いますと、急傾斜地崩壊危険区域、これは大雨とかが降ると、まず、避難準備情報、避難勧告、避難指示というふうに順番に出ていきますが、避難する必要があるということで避難場所も決められているということで、この急傾斜地崩壊危険区域に指定されると、土地から買って新築して建てるかって、まず、この急傾斜地崩壊危険区域というのを聞いただけで多分買わなくなります。

また、この土砂災害警戒区域(イエローゾーン)の急傾斜地の崩壊と、それから土砂災害警戒区域(イエローゾーン)の土石流、これも大雨のときに土砂と水と一緒に流れてくるという地域で、この中に含まれていると非常に地価が安いとか、買いづらい土地になると。で、減価率、言って、まあ、15%とか、20%、大体、計算して下げますね。確かにそういうことでマイナスは大きいです。

(笹原会長)

ですから物理的な制限、規制はないものの、この土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

というやつでも一定の効果があるということですね。

(委員)

ありますね。はい。

(笹原会長)

あともう1つお聞きしたのが、このページの一番上に土砂災害危険箇所等ってあるんですけど、例えば、崩壊土砂危険地区とか、土石流危険渓流とか、こういうのに指定した場合は、その地価に影響、ありますか。

(委員)

この急傾斜地崩壊危険。

(笹原会長)

崩壊危険箇所。

(委員)

箇所というのは、これ、われわれ、業をする場合、重要事項説明義務に入ってないです。

(笹原会長)

ああ、なってない。はい。

(委員)

入ってないです。で、これはまだこれから何に指定されるかわからないから、県が調査の前にもう一括で、ここは可能性があるからこの危険箇所にしておこうとしてるんで、一応、義務はないですけど、今の不動産業者は、「危険箇所に指定されているから将来イエローゾーンとか、レッドゾーンとかになる可能性はあります」というふうに説明しています。

(笹原会長)

そうすると危険箇所に指定されていると、少しは効果がある。

(委員)

マイナスです。それだけでまず1割強ぐらいのマイナスになりますね。

(笹原会長)

はい。わかりました。そういうことだそうです。ですから直接的な抑止効果はないにし

ても、現在、そういう少しずつのボディブローみたいなものになっているということだそう
です。ありがとうございました。

ほかに何かご意見、ご質問ございますか。そうしましたら個別の報告の中でまた議論を
していきたいと思います。

そうしましたら次、資料2ですか。個別の報告事項ですね。個別の箇所の報告を、今回
5箇所でしたか、6箇所でしたか、お願いしたいと思います。事務局、お願いします。

(事務局 黒石)

続きまして、資料2を使って土地利用基本計画についてご説明をさせていただきます。
資料2の2ページをお願いいたします。ご報告に入る前に、まずちょっとおさらいとい
うことで、年に1回ですので、私も忘れますので、皆さんと一緒に勉強していくとい
うことで、基本的なことをご説明させていただきます。

土地利用計画法とは、計画書と計画図で構成されておまして、これ、今、ワーキング
で検討していただいております。国が定める国土利用計画を基本として、都道府県が策定
するものでございます。計画書につきましては、本県では前回の第4次の全国計画を受け
て、23年の3月に策定をいたしております。計画図は個別法に基づく区域の変更案件があ
りましたらその都度変更しております。これが大体議案になってきます。今年は該当する
ものはありませんが、近年は毎年変更している状況でございます。

3ページをお願いいたします。

その役割につきましては、各個別法に基づいて定められます諸計画の上位計画に位置づ
けられております。各個別法の上に位置します、この国土利用計画法は、それぞれの諸計
画の相互調整の役割を果たすとともに、県土利用の基本方向を示すものでございます。ま
た、国土利用計画法では、土地の取引や遊休土地に対し、土地の利用目的について勧告等、
是正を求めることができる制度がございます。土地の有効活用に対する指針となるもので
あるとともに、各個別法の規制についてもその基本方針を示すものとなっております。

4ページをお願いいたします。

計画書といたしましては、土地利用に関する基本的な方針や、都市地域や農業地域など、
五地域に区分した土地利用調整指針を定めておまして、その五地域の範囲を示した5万
分の1の図面で構成をされております。

5ページをお願いいたします。

今、ご説明をいたしました五地域の範囲を示した図面につきましては、国交省が全国の
土地利用基本計画図を統合・電子化をいたしましてホームページで発信をいたしており
ます。

6ページ、いきます。

審議会へお諮りする時期について記載をいたしております。個別法によります地域・区
域を変更する場合は、それと同時に、もしくはその決定前に土地利用基本計画の図面を
変更

することとされております。森林地域につきましても同様の取り扱いとなるところでございますが、地域森林計画の変更は伐採や造成が行われた開発行為の完了後に行われるため、事後追認になることから、林地開発許可等の処分後のタイミングで当審議会に報告をさせていただいております。そして、開発行為完了後に土地利用基本計画の図面を変更する審議をお願いしております。ここが事後承認という、先ほど会長がおっしゃられたところでございます。

土地利用基本計画の説明は以上でございます。

(笹原会長)

そしたら、毎回、毎回おさらいですが、難しいので必要かと思いますが、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。今、事務局からもありましたように、森林地域、森林法の林地開発許可が実態として後付けというか、終わってからであるというところ、これ、ご確認ください。ただ、そうとはいえ、当時の制度をつくった方が最善の努力をしてこういうことになっているというところはやっぱり、それもまたわれわれ認識しなければいけないかと思います。

そうしましたら次、いきましょか。実際の5地域ですね。土地利用基本計画の報告事項についてということで、個別の地域の報告をお願いします。

(事務局 黒石)

それでは報告案件についてご報告をさせていただきます。資料2の7ページをお願いいたします。今回、報告させていただく林地開発許可等の状況を載せてございます。今回は、協議案件1件と、林地開発許可1件、林地開発の完了3件の計5件についてご報告をさせていただきます。

8ページ、お願いいたします。報告番号1の宿毛森林地域にかかる報告でございます。

場所は宿毛市の宿毛駅の西の小深浦という地区の高台でございます。開発にかかる森林面積は約5haで、変更理由といたしましては、公共施設の高台移転のための事業用地の造成にかかる他用途への転用により、森林地域の縮小予定となっております。他地域との重複状況につきましては、農用地区域を含まない農業地域となっております。

9ページをお願いいたします。

事業の概要といたしましては、これ、結構マスコミの報道でも出ているんですが、宿毛市が市役所や保育園等の公共施設の高台移転を目的に開発を行うものでございまして、令和元年8月に協議を受けており、事業期間は18カ月の予定となっております。事業区域は約6.26haで、今回、形質を変更する森林は約4.65haとなっております。

10ページ、お願いいたします。

県の防災マップに土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、砂防指定地等の範囲が示されたものに、赤い太線で開発エリアを大まかに示したものでございます。他の案件も同

様な示し方をしております。

11 ページ、12 ページには、先ほどチラッと見ていただきました防災マップに関する補足説明を記載いたしております。

報告番号 1 の宿毛森林地域の縮小に関する報告は以上でございます。

(笹原会長)

はい。そうしましたらこの報告番号 1 に関する質疑応答をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

10 ページを見ると、この下端がピンク色のところにかかっている。これは急傾斜地崩壊危険箇所なのか、急傾斜地崩壊危険区域なのか、どちらでしょうかね。これ、毎回見にくいなと思っていて。

(事務局 黒石)

箇所ですね。

(笹原会長)

箇所のほうですかね。

(事務局 黒石)

斜線、ハッチが入っていませんので、箇所です。

(笹原会長)

箇所ですか。そうすると、もう特に協議の必要がないということですね。はい。

他にいかがでしょうか。役所のやることだから仕方がないと思わずに厳しい目でご審議をお願いします。いかがでしょうか？

そうしましたらちょっと時間の関係もございますので、また、後から何かあればご質問ください。

次に番号 2 番ですね、お願いします。

(事務局 黒石)

はい。続けます。13 ページ、お願いいたします。報告番号 2 の四万十森林地域にかかる報告でございます。

場所は右側の位置図に示しておりますが、四万十市の西に位置しております国見地区で、バイパスでないほうの国道 56 号から北に入った山林でございます。開発にかかる森林面積は約 58ha で、変更理由としましては太陽光発電事業用地造成にかかる他用途転用により、森林地域の縮小予定となっております。他地域との重複状況につきましては、農用地区

域を含まない農業地域となっております。

14 ページをお願いいたします。

事業の概要といたしましては、民間事業者 A が高知市に本社のある民間事業者 B と共同で約 37MW（メガワット）の太陽光発電事業を目的に開発を行うもので、平成 31 年 3 月に当初の林地開発許可を約 6.81ha で受け、令和元年 7 月に林地開発の変更許可を、当初の許可面積と合わせて約 58.02ha で受けております。

林地開発の変更許可にあたりましては、形質を変更する森林が 10ha 以上であることから、高知県土地基本条例にかかる事前協議、森林審議会を経ております。事業期間は、令和 4 年の 3 月末までの予定となっております。事業区域は約 104.56ha となっております。

15 ページに先ほどちょっと見にくいと指摘をいただきました開発エリアを赤い太線で囲んだ防災マップを載せてございます。

報告番号 2 の四万十森林地域の縮小に関する報告は以上でございます。

（笹原会長）

はい。そうしましたら委員の皆さん、ご審議をお願いしたいと思います。当初の許可が 7ha ぐらいで変更後が 58ha になっちゃったというやつですね。いかがでしょうか。

（委員）

すいません。質問していいですか。

（笹原会長）

畠中さん。

（委員）

いや、えーっと、これ、四万十川の近く。

（事務局 黒石）

これはマスコミに報道された場所とは違います。

（委員）

報道された場所とは違うんですか。

（事務局 黒石）

はい。四万十川条例にかかる部分については、まさに四万十川の真横、河川敷みみたいなところですので、これは山の中、国道からはまったく見ることができませんので、地元ではあまり問題になってはならないとは聞いています。

(委員)

見えにくいところだから問題になってない。

(事務局 黒石)

ちょっと見えにくいというと、隠しておるとかという意味ではなくて、確認はしにくいところということです。

(委員)

モヤモヤしますね。

(笹原会長)

いかがですか。

(委員)

すいません。

(笹原会長)

はい。岡部委員。

(委員)

すいません。土砂災害の、先生にもお聞きしたいんですけども。

ここって、私、国見のあたりで施設を1件やったことがあるんですけど、ここ、すごく水害が起きやすいところで、すぐ川が氾濫するところだと思うんです。この森林を当初の計画の何倍もの面積を開発して、整地して、大丈夫なんでしょうか。土砂災害というものの可能性として、森林地域の水を含んで貯水する能力というのはなくなるわけですけども、それについては心配はないのかなと、ちょっとこれを見たときに心配だったんですが。

(笹原会長)

まず事務局、どうですか。

(事務局 黒石)

私、専門家ではちょっとないもんで。

(笹原会長)

じゃあ、治山林道課、お願いします。

(治山林道課 松田)

すいません。治山林道課の松田と申します。よろしくお願いします。

細かい数字はわからないんですけども、林地開発の審査をするにあたって、調整池をいくつもこの事業地の中に設けておまして、林地を切る前と切った後と水の量がかわらないように計画をされて実行していくようなかたちになっております。あと、土砂が流れていかにないように、沈砂池を事業地の中に何箇所も設けて行うという計画になっておりました。以上です。

(笹原会長)

はい。ほか、いかがですか。

ちょっと私にも振られたのであれですが。そうですね。土砂災害はどうか？と聞かれると、よくわかりません。行ったことがないんで。ただ、多分、14ページと15ページの地形図を見比べると、15ページを見ると小さい谷がいっぱいあるんですが、そこに盛り土をして14ページの比較的平坦な土地をつくっていると。その盛り土の末端にたくさん調整池をつくっておられるということですので、そうですね、滅多なことは言えないんですが、林地開発許可を出されるときにそういう土砂災害、山地災害か、に対する検討等々もなされておられるので、決定的に土砂災害が起きやすいということはないかと思います。

ただむしろ、私も実はこの中筋川、四万十川の支流なんですが、その流域なんですが、中筋川、ただでさえ内水氾濫といって水がはけない。そこにこれだけ木がない土地ができるのは、とつても嫌だなっていう気はするんですが。まあ、そうですね。とりあえず調整池をたくさんつくるようなご指導を治山林道課さんにしていただいたので、役所としてはもうこれ以上、打つ手がないのかなと思います。

ただ、やっぱり面積もこれ、大きいですよね、58ha。去年の室戸が何haでしたっけ？元々が。今回は7ha。

(事務局 黒石)

37(ha)でした。

(笹原会長)

37ha、室戸が。

(事務局 黒石)

はい。

(笹原会長)

倍ですね。1.5 倍。今回の報告番号 2 番、これは私ども審議会としても法的な権限はないんですけど、今後見ていかなければいけないかなと思いますので、また治山林道課さんもいろいろ情報提供いただければありがたいなと思います。

おそらく治山林道課さんも非常な危機感を持って見られておるとは思うんですが。はい。そうしましたら、これちょっと。

(委員)

ちょっとよろしいですか。

(笹原会長)

はい。委員。

(委員)

変更後、10 倍の事業量ですよ。これを計画変更と呼べるんですかね。

(笹原会長)

これはどっちかな？

(委員)

計画変更なんですかね。新規事業と言うんじゃなくて、10 倍にして計画変更なんですかね。

(笹原会長)

そうしたら、治山林道課さんのほうがいいですかね。お願いします。

(治山林道課 松田)

すいません。今回 10 倍以上なんですけれども目的も同じでして、治山林道課のほうでは計画変更というかたちで処理させてもらっております。

(笹原会長)

審査内容は。

(治山林道課 松田)

(森林審議会の) 森林保全部会のほうにかけております。

(笹原会長)

はい。結構厳しい審査をなされるんで、その基準がありますので基準以上の規制はできないと思うんですが、その範囲では審査していただいているとは思いますが。ただ何かあれですね。そもそも当初7haで出してきて、後から広げるという。

(委員)

計画変更やったら簡単という、裏道とかが何かこうあるのかみたいな変な勘ぐりをしそんですけど、そういうことはないですね。

(治山林道課 松田)

もともとチズコン(地図混乱地域)の部分がございまして、その部分がちょっと不確定だったもので、まずはじめに事業実施可能な区域でちょっとやらせていただきたいというお話は聞いておりますけど。

(笹原会長)

そういうことですか。

(治山林道課 松田)

はい。

(笹原会長)

仕方ないですかね。わかりました。

(委員)

どうもすみません。

(笹原会長)

そうしましたらこれにつきましては、私ども審議会、用地対策課さんのほうも治山林道課さんとともに経過を見ていくということでお願いしたいと思います。

はい。じゃあ、次、番号3番ですね。

(事務局 黒石)

はい。16 ページ、お願いいたします。報告番号3の高知森林地域にかかる報告でございます。

本件につきましては、平成28年度の当審議会に諮問を行いまして、答申を受け、計画図の変更が済んだものでございます。場所は右側の位置図に示しておりますが、県道北本町

領石線沿い、逢坂峠の南側に位置します高知市の一宮地区でございます。森林地域の縮小面積は約1haで、変更理由としましては工業団地の造成にかかる他用途の転用によるものでございます。他用途との重複につきましては、都市地域と重複しております。

17ページをお願いいたします。

本件につきましては、事業主体は高知県企業立地課でございます、平成27年12月に協議を受け、事業は平成30年9月に完了となっております。全体の事業区域は約13.22haで、そのうち形質を変更する森林部分の面積は、約1.48haとなっております。

18ページに開発エリアを赤い太線で囲んだ防災マップを載せてございます。

続いて19ページをお願いいたします。

完成の写真を載せてございます。写真の向きなんです、17ページの図面とは南北が逆になっておりますので、そう思いながらご覧いただければと思います。

本件の工業団地は、高知中央産業団地としまして、高知市と高知県で分譲希望企業を公募いたしまして、民間事業者Cと民間事業者Dの2社に決定をいたしております。また高知県では、本件の東側におきましても工業団地を造成する計画を進めておまして、本年度中に用地取得、詳細設計を行い、来年度の着手を予定しております。

整理番号3の高知森林地域の縮小に関する報告は以上でございます。

(笹原会長)

はい。ありがとうございました。そうしましたら委員の皆さん、ご審議をお願いします。
はい。じゃあ、細川さん。

(委員)

ここはすごく私が何年も前から貴重な植物があるということで、どういうことになるのかというのをずっと以前からやってたんですが、まったく当初の……、植物園のほうでも聞きましたけど、それから環境審議会の会長にも確かめたんですけど、今、ここに議題に載ってるところですね。そこは、採石したところはもう工業団地になるけど、まわりは土留するだけって、で、あまりつかないということだったんですね。

でもこの写真のとおり、もう一宮側のほうはまったくもう土留どころじゃなく、吹きつけも何も違うものが吹きつけられて。それで去年の9月19日に希少種の調査に入ったんですね。もちろんレッドデータブック改定委員と牧野植物園研究員のメンバーに入ってもらって、そのときもちょっと何か疑わしいなと思ったのが、私ずっとここ、旧国道ですね、その前で朝ランニングしてるんですよ。開発地のところにバリケードしてあるんですけど、そこに全然鍵も何もかかってなかったんですけど、県に問い合わせたところ、ずっと鍵がかかってあるから、で、鍵の番号を言うからって言われて、そのとき行ったら鍵があるんですよ。その前後、また、私が走るとき、一度も鍵もしてない。そういうときに、調査に入るから鍵してるとか、何か欺かれているような。

それで、ここの写真のところですね。A、B、Cってあります。その横なんかに、この法面にもすごい希少種があったんですね。それはどうしたかという、法面、上のほうのちょっと格子みたいに、レンガみたいになってるところとそうじゃないところ、そこら辺りに移植したって言うんですね。その移植した場所も聞いて見に行っただけですけど、確認したけど全然生育してないんですね。だからこんな全然自然を無視したような開発っていうのは、到底考えられない。今、ちょっと工事が始まっているんですが。

今度、そしたら今もうこうなった以上復元のしようがないんですね。ただ、今度は、この写真の左側のところ、東側がまた申請されているということで、そのときは、ここの法面、上のほうにちょこっと出てます。それからその開発の平地の横あたりもいろんなものがありました。それは調査してますので、きちんとあります。その場所は、ここはもう残るってことで確認したんですけど、それは本当に残るのか。もう一回きちんとして欲しいと思います。

何か欺されたような気がしてますので、本当に貴重な植物が残るところなのに、それは残すって言って、言ったのにこういう状態なんですね。だからそこをもう少しきちんと確認していただきたいと思います。

(笹原会長)

はい。どうですかね、事務局さん。

(事務局 黒石)

事業主体である企業立地課のほうには、その旨はお伝えはしたいと思います。

(細川委員)

でもお伝えするだけではいきません。もうそれがそういうふうに私らも言われて安心してたらこういう状態になってるわけですから。だから、もう報告も何もなくてですよ。それは。

(笹原会長)

多分ですね、その問題は県の企業立地課というのかな、情報公開が非常に悪い、不透明感が非常に強いんですね、お話をお聞きしていると。ですから、その問題かと思います。不透明感が強い際は、役所を叩くときには、外のマスコミを使ってバンバン叩くといいんです。ですから、そういう手段というのか、やっぱり声を上げないと役所は痛みませんので。多分、この審議会というか、用地対策課さんの権限からして、今のご意見を企業立地課に伝えても、「そうですか」で終わってしまう可能性がございます。ですからちょっと戦術をお仲間と少し練っていただけると。

先ほども報告番号1番のお話をしましたけど、役所がやってることだからといって甘く

見ていいとはまったく思いませんし、むしろ逆だと思います。ですからちょっとそういうことも含めて、委員の所属団体の方といろいろ方策を練っていただけるとありがたいと思います。

(委員)

牧野植物園も入ってるはずなんですけど、牧野のほうにもそれが共有されてないっていう悲惨な状態です。

(笹原会長)

県の中の問題ですね。情報共有体制の。

(委員)

そうですね。きちんと。

(笹原会長)

ただ、情報共有体制に期待するよりは、外から突っついたほうがいいように思います。これは。

(委員)

はい。それも。まあ、それも諦めてるわけじゃないですので、県の人にもそこらあたりを縦割りじゃなくて知って欲しいということ。で、外からもアタックします。

(笹原会長)

わかりました。先ほど私の会長の挨拶でお話しさせていただいたように、疲れてもしゃべってくれということですので、まさにそういうことかと思えます。

ということで、なおのこと再度また企業立地課にはお話しいただけるとありがたいと思います。私のこの発言も添えて。

(事務局 黒石)

はい。

(笹原会長)

ほかにございますでしょうか。

(委員)

よろしいですか。

(笹原会長)

はい。お願いします。委員。

(委員)

ちょっと先ほどの宿毛にも関係してくるんですが。

(笹原会長)

ページ番号をお願いします。

(委員)

すいません。14 ページのこの大体 9 倍くらいの開発面積がなったということで。

(笹原会長)

こっちね。

(委員)

やはり今後、この林地開発許可とか、それから採石の採取、土の切り取りで許可取るのは簡単に出るんですね。で、ここの民間事業者 E さん、さっき言われてた一宮は砂利をどんどん取って。これはほとんど大した許可も要らないから森林を全部削って壊して、そこから山の採石をどんどん取って、今、フラットになった状態で宅地開発の開発許可を取ると。で、これ、非常に合理的なやり方で、お金かからないんです。

(笹原会長)

かからないですね。

(委員)

調整区域で山林をいきなり宅地開発に出すと、ものすごい調整池とか、擁壁工事の基準が林地開発と宅地開発でまったく違いますから、何倍も工事費がかかるんで。何が言いたいかというと、四万十の土地も何か隠されて、後で許可は取った後、こういうふうに、この一宮と一緒になんです。後でこういう事業をするために、これ、おそらく公共がかんではないと、民間でやってるから何か裏で別のものが、そのうちに林地開発取って、数年後にできるんじゃないかという危惧があるので、やはり後のチェックですね。実際にソーラーパネルができて、林地開発許可に適合した用途でやっているかどうか。これがやっぱりある程度数年間チェックする必要があると考えます。

(笹原会長)

はい。

(委員)

毎回言ってますけど。すみません。

(笹原会長)

ええ。何度も言いますけれど、疲れずにお話しいただくことが大事ですので。

(委員)

ええ。

(笹原会長)

はい。報告番号 2 番の四万十に戻りまして、今のお話ですね。そうとはいえ、開発する側もいろんなテクを使ってくるというお話だと思いますので、これはもう私どもとしては、フォローアップでモニタリングしていくしかないということかと思しますので、なおのこと、また治山林道課さんと連携してモニタリングをお願いしたいと思います。

報告番号 3 番、あとはいかがでしょうか。

(委員)

すみません。報告番号 3 番って、これ、前の開発のときに、こういうふうな宅地にはしませんっていう話がなかったでしたっけ？ 私、随分昔のことで、ちょっとうる覚えなんですけど。採石のあれのときに、ここ、宅地っていうか、工業団地になるんじゃないですかっていうふうに聞いたら、そういうことはないです。現状に戻しますっていうお話だったんですけど。

(委員)

そうですね。

(委員)

そのへんに対する「ごめんなさい」はあったんですかね。

(委員)

本当にもう気が遠くなるくらい前ですもんね。

(委員)

ねえ。あのとき確かね、これ、宅地になるんじゃないですかって、どう考えても宅地になりますよねって話、そしたら……。

(笹原会長)

何年頃ですか。

(委員)

随分前ですね。一番、この前の採石の話ですから、そのときも委員がすごい心配だって言っていて。

(委員)

そう。

(委員)

たいぶ言ってらっしゃいましたね。

(委員)

10年ぐらい前じゃないですか。

(笹原会長)

10年ぐらい前。そうすると、平成20年よりも前ぐらい？

(委員)

そうですね。

(委員)

元に戻しますからって話だったと。

(委員)

うん。

(委員)

宅地にしないと。宅地に。

(委員)

うん。

(委員)

はい。そうですね。そうなるけど、あれが止まったらどうなるの？っていう心配だ
っていうことが。

(委員)

誰が考えても宅地になると思ったんですけど、ならないって言われて、そういうことも
あるのかなと。だって、疑問だったんですけど。

(委員)

だいぶ先生が強くおっしゃってましたよね。

(委員)

はい。

(委員)

うん。それで、元に戻すって。いや、あれは、ごめんなさい。変わりましたっていうこ
とはないんですか。

(委員)

高知県が事業主体ですからね。

(委員)

だから。

(委員)

そんなん、かまんかなという気がするけれど。

(笹原会長)

経緯わかりますか、事務局で。

(事務局 黒石)

ちょっとすみません。われわれ、この経験が短いもんで、委員さんと違って。ちょっと
確認をさせていただきます。

(委員)

確かそうでしたよね。

(委員)

そうです。

(笹原会長)

そしたらですね、こうさせてください。今、事務局のほうで経緯がわからないので、治山林道課さんもわからない？

(治山林道課 松田)

すいません。わかりません。

(笹原会長)

事務局のほうでまず経緯を調べてもらって、多分、後でちょっと議論があったと思いますが、多分、今年度には臨時の審議会みたいなのが開かれる可能性がありますので。ですから、今後もう一回、その経緯を調べたうえで議論するという。

(委員)

ですね。

(笹原会長)

われわれにできることは限られますけれど、ちょっとまず宿題にしておいて、させていただいたほうがいいかと思います。よろしいですか。

(委員)

はい。わかりました。

(笹原会長)

はい。ちょっと宿題ということで、経緯をお願いします。10年。はい。
そうしましたら次に報告番号4番いきましょうか。室戸ですね。

(事務局 黒石)

続けます。20ページをお願いいたします。報告番号4、室戸森林地域にかかる報告でございます。

本件は平成29年度の当審議会に諮問を行いまして、答申を受け、約37haの森林地域について一度図面を変更いたしております。また、昨年度、林地開発の変更許可を受けまし

て、約7haの森林地域を縮小する予定というご報告をさせていただいております。場所は室戸市の西の端で、奈半利町に隣接する山腹の室戸市羽根地区になります。

今回の森林法の開発許可の変更にかかる森林地域の縮小面積は約3ha。変更理由といたしましては、太陽光発電施設造成面積の拡大にかかる他用途転用により森林地域を縮小しようとするものでございます。他地域との重複はございません。

左の図が現在の国の「LUCKY」というシステムで公開されている土地利用基本計画図に、今回の変更箇所を黄色で示したものでございます。緑の斜線部分は森林地域を示しておりますが、真ん中の斜線がない部分は、平成29年度に答申をいただき図面を変更したものでございます。

右の写真がグーグルマップで確認できる当該事業地の様子でございます。

21ページをお願いいたします。事業者が作成した図面上に今回の変更箇所を示したものでございます。

事業の概要としましては、大阪に本社があります民間事業者Fが約28MW（メガワット）規模の太陽光発電を目的として造成工事を行うものでございます。本件につきましては、開発面積が10ha以上であるため、用地対策課所管の高知県土地基本条例の手続きを経た後、平成29年4月に森林法の当初の開発許可を受けて、同月から工事を開始しておりまして、令和元年6月に開発行為を完了いたしております。

図面の薄い茶色の小さな四角の部分、なんか細々していますが、パネルを設置したエリアでございまして、周辺部の白地を含む黄色の線で囲まれた範囲が形質を変更する森林に相当いたします。この事業の残置森林面積も加えた事業区域は、約117.98haとなっております。

22ページは、昨年度の報告資料を参考に掲載をいたしております。

23ページをお願いいたします。県の防災マップに土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、砂防指定地等の範囲が示されたものに赤い円で開発エリアを大まかに示したものでございます。砂防指定地のど真ん中にあたります。

ご確認いただけますように、事業区域全体が砂防法に基づく砂防指定地であることから、砂防指定地内で施設または工作物の新築や改築、土地の掘削、盛土、切土などの制限行為を行うには知事の許可が必要となるため、事業者は高知県砂防指定地管理条例に基づく制限行為にかかる当初の許可を平成29年4月に森林法の開発許可と同日で受けてございます。

本件の場合、森林地域の変更に伴う手続きによりまして、当該エリアは森林地域ではなくなり、五地域のどの地域からも外れる白地地域となります。しかしながら砂防指定地としての変更はありませんので、将来の二次的な開発の際にも制限行為に該当する行為である場合は、条例に基づく制限行為の許可が必要となってきます。

24ページをお願いします。関係会社である民間事業者Gのホームページから完成写真と、当課が昨年7月に現場に行った際の写真を掲載しております。本件につきましては、林地開発が完了しましたため、平成29年度に図面の変更手続きを行った37haを除く昨年度の

7ha と今回の3ha の計約10ha について、通常であればこの段階で図面の変更の手続きが必要となります。しかしながら、地域森林計画および森林地域の図面を所管します森づくり推進課に確認しましたところ、本件につきましては、事業範囲が広いため、来年度にヘリコプターを飛ばして空撮を行い、森林地域から除く範囲と面積を確定することをございまして、土地利用基本計画図におきましても、個別法所管課の範囲と面積の確定を受けてからあらためて当審議会にも諮問をさせていただき、図面を変更していきたいと考えております。そのため今回は報告の取り扱いとさせていただいております。

報告番号4の室戸森林地域の縮小に関する報告は以上でございます。

(笹原会長)

はい。ありがとうございました。

今のご説明ですと、来年度、あらためて審議ということでございます。今年は報告ということですが、われわれにとってはどっちでも厳しく見ていくわけですが、いかがでしょうか。

森林地域、だから何だっけ？ 林地開発の審査に加えて、砂防指定地の変更、形質変更だったかな？ということも引っかかるということでしたが、これ、具体的に砂防指定地というやつは何をどうしたい場合、土石の、要は掘ったりすると全部が引っかかるんですか。それともある程度のボリュームのある掘削とかが引っかかるんですか。これ、ちょっと防災砂防課さん、教えていただけるとありがたいんですが。

(防災砂防課 東)

防災砂防課の東と言います。よろしく願いいたします。

制限行為の許可として、砂防指定地内において次に関わる行為をしようとするものは知事の許可を受けなければならないということで、施設とか、工作物の新築、改築、移転とか、あと立木等の伐採とか、除根を含む、竹とかの運搬、あと、土地の掘削、盛土、切土という現況を変更する行為とかが対象になってきまして、規模というのは特にはないんですが。

特例ということで、河川区域、今、これはこの現地的には面指定ということで全体を指定しておるんですが、通常の河川の場合は、河川の真ん中から前後、右、左、何mというのがありますので、それ以外に入って、その施設があるところから10m以上離れておれば対象外になるようなことになっております。それ以外は、ほぼ規模なくすべてが対象になってくるようなかたちになっています。

(笹原会長)

そうすると基本的には土地を突っつく行為が今後発生したらすべて砂防指定地の制限行為としての審査が入るということでしょうか。わかりました。

そうすると、今後も砂防指定地、砂防法のほうでその土地の形質変更のモニタリングはできるということでしょうかね。はい。ということだそうです。

いかがでしょうか。これ、東京行きの飛行機からよく見えるので、非常に目立つのですが。ほか、いかがでしょうか。

(委員)

ちょっとよろしいですか。

(笹原会長)

委員、お願いします。

(委員)

すいません。先ほど、隣地 10m以内は制限がかかるということですね。

(笹原会長)

施設のですね。

(防災砂防課 東)

はい。

(委員)

で、ちょっとそれ、引っかかるのは、今、のり条例(がけ条例)というのがあるが、3m以上、角度が30度であれば、結局そこへ建築確認取るときに1級建築士とか、2級建築士が判断して危ないなと、この法面、例えば、山の木が生えている状態は関係ないんですよ。ここを切土にして、例えば5mでその高さがある、それで危ないなと判断したら、逆に言うたら10mぐらい建てられないんですよ。これは、その10mという基準が法面に対して倍ぐらいの、例えば、法面が8mあれば16mとかしないと、われわれが一般的に建築確認を取るときのがけ条例から考えると10mで切るとちょっとそこに矛盾が起こるんじゃないですかね。建築確認取る場合の話ですよ。

で、10m以上は規制かからないという、そういう考え方ですよ。

(笹原会長)

どうですか。

(防災砂防課 東)

砂防設備として、砂防の堰堤があるんですけど、10m以上離れておれば、その中であれ

ば制限行為がかかってくるんですが、それ以外については。

(委員)

制限がかからない。

(防災砂防課 東)

はい。砂防指定地になっていなければですね。

(委員)

ちょっとわかりにくいですけど。ちょっと、次回に、ちょっと僕が研究しておきますから。がけ条例にちょっと矛盾するなと感じるんで。

(防災砂防課 東)

崖は別。

(委員)

しないですか。

(防災砂防課 東)

崖の制限行為は別になります。

(委員)

別ですか。

(防災砂防課 東)

今回は砂防指定地。

(笹原会長)

砂防指定地というのは、砂防ダムをつくる工事のためにかける指定地なんですよ。ですから今、東さんがおっしゃった10mというのは、砂防ダムのまわり10m、10mかどうかは別として、砂防ダム、あの、土をつつくと砂防ダムがポテンと倒れる可能性があるんで、倒さないために10m以内突つくなよという意味なんです。

(委員)

ああ、そうか。

(笹原会長)

ええ。ですから崖とはまったく現状が違うんで。

(委員)

そうか。そういう意味か。

(防災砂防課 東)

崖は高さ 3 m 以上で勾配 30 度であれば。

(委員)

そうそう。わかりました。よっしゃ、よっしゃ。はい。

(笹原会長)

ほか、いかがでしょう？

そうしましたら、これ、面積も広い、トータル 110、やっぱりさっきの四万十よりかなり大きいということで、これから定期的……、定期的というか、やっぱりみんなでモニタリングをしていくということになるかと思います。先ほど藤本委員がご懸念されていた、当初の予定と全然違う、また用途の変更がされるということもないように、私どもも見ていきたいと思います。これはもう何課がということなく、治山林道課さんもやっぱりこれからモニタリングされると思いますし、あとは、土木部のほうでも砂防指定地のモニタリングもあると思いますので、みんなで見ていくようにいたしましょう。はい。

(委員)

ごめんなさい。せつかく話をまとめられ。

一個質問です。

(笹原会長)

はい。

(委員)

20 ページを拝見しますと、今回 3 ha の縮小ということですが、毎年毎年 37ha、7 ha、3 ha っていうふうが増えていくんですけど、上限みたいのってあるんでしょうか。

(笹原会長)

いかがでしょうか、事務局。

(委員)

毎年こうやって少しヘクタールずつ増えていくことを毎年許可していくのか。

(事務局 黒石)

こちらの国土利用計画法上は特に制限はありませんし、森林法上もないですよ、計画変更で。

(治山林道課 松田)

林地開発のほうも制限はありません。

(委員)

かまんということなんですか。はい。

(笹原会長)

だからこそ審査するんだぞということだと思うんですけど。ですから私どもの持っているツールというのは限られていますけれど、そういう中でも、見て、モニタリングをしていくしかないということかと思います。

(委員)

すいません。ありがとうございました。

(笹原会長)

はい。ほかよろしいでしょうか。室戸のほうは。

そうしましたら、番号5番、事務局、ご説明をお願いしたいと思います。

(事務局 黒石)

25ページをお願いいたします。報告番号5の大豊森林地域にかかる報告でございます。

まず、通常、本審議会で諮問、報告案件としておりますのは、縮尺5万分の1の非常に広い地図の土地利用基本計画図に反映できる大きさ、実測上で言いますと、100m四方の正方形以上の面積範囲で行われた開発行為でありまして、例えば、道路など、高速道路とか、そういった幅が狭くて計画図に変更箇所の反映ができないものは対象としてございません。しかしながら開発範囲は狭くても開発にかかる面積が大きくなれば、土地利用計画上、影響も大きいこともありまして、土地基本条例における事前協議の対象となった開発行為、10ha以上の、事前協議となった開発行為につきましては、土地利用計画図の変更(案)とならなくても本審議会で報告をすることとしているものでございます。

事業区域としましては、ゆとりすとパーク大豊から東側へ尾根伝いに延びておりまして、

場所は大豊町北川地区となっております。森林地域の縮小面積は約 15ha で、変更理由としましては、風力発電施設として利用することによるものでございます。他地域との重複状況につきましては、自然公園地域となっております。

26 ページをお願いします。

事業の概要としましては、民間事業者 H が事業主体となり、風力発電所の設置を行うものでございます。形質変更面積が約 14.80ha ありますので、高知県土地基本条例にかかる事前協議を経て、平成 28 年 2 月に開発許可を受けておりまして、平成 30 年 9 月に開発行為を完了し、その後、風車の設置を行い、令和元年 6 月に営業運転を開始いたしております。

施設の概要としましては、道路の延長は 4,911m、4.9km でございまして、風車サイトは 8 箇所、総出力は約 18MW となっております。約 1 万世帯分相当の電力を供給できるようでございます。

報告番号 5 の大豊森林地域の縮小に関する報告は以上でございます。

(笹原会長)

はい。ありがとうございました。

そうしましたら委員の皆さん、ご審議をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

これも上から見ると目立つやつですね。点々、点々と。

この地域の報告は初めてでしたっけ？ 以前何か報告だったか。

(事務局 黒石)

してます。

(笹原会長)

報告ですね。

(事務局 黒石)

報告で。はい。

(笹原会長)

はい。

いかがですか。

そうしましたらここでとりあえず審議を終わることにして、また後でお気づきになられたことがあれば、これから休憩を取りますけれども、その後も結構ですからまたご発言ください。

そうしましたらこれで報告番号 1 から 5 まで報告をいただきました。報告とはいえ、私

どもにとっては審議でございます。

これで一応終わりしまして、ここで10分ほど休憩を取りたいと思います。

《休憩》

(事務局 黒石)

それでは再開をよろしくお願いいたします。

(笹原会長)

そうしましたら次第を見ると「3 議題」の(3)検討事項ということで、今日のもう一つのメインイベント、今日ダブルメインイベントですね、土地利用基本計画書の変更に
ついてということで、こちらの審議に入っていきたいと思います。

これに関しては昨年に引き続いて、松島委員を座長としてワーキングをつくっていただきました。石垣委員と、あと前任の野津山委員と中村委員、畠中委員、細川委員、松岡委員、山本委員の6名をワーキングメンバーとして、高知県らしさを計画に盛り込むということで検討をいただいているところでございます。

ワーキングの座長の松島委員からこれまでの検討状況のご報告をお願いしたいと思います。

(委員)

はい。ワーキングの座長を務めさせていただいております松島と申します。まとめる能力がなくて毎回ワーキングの委員の各先生方に助けていただきながら、なんとかかんとか会を運営してきたところでございます。

前年度より活動を本格化しまして、前年度3回ワーキングをやりました。

当初は参考資料 に全国の計画が載っておりますけど、この2枚目にあるようなポンチ絵をつくってくれというようなことでこの絵のように一枚にまとめた計画(案)をつくらうということで取り組みを始めたところでございます。

けれどもなかなか一枚の絵をつくるのは難しいということで、また、何のためにつくるんかという委員の間の疑問もあって、当初はもっと本当にPRできる資料をつくらうということで、小学生向けのPP用をつくってみたり、啓発するような資料を中心に検討をあわせてやっていました。実際にポンチ絵の検討をしまいりましたけれど、これといった内容がなく、そのまま1年目は推移したところです。

今年度、それじゃ駄目だということでもう一度立ち返りまして、ポンチ絵の作成に取りかかったところではございますけれども、川上、川下、中山間地域、それから平坦地域、都市地域みたいなくくりでの整理。国のようなこういったポンチ絵はなかなか難しいという話になりまして、やはり高知県の特色を言うのであれば、地域別に課題と言いますか、

それぞれ課題を抽出して、それをまとめたほうがいいじゃないかということで、この図に関して意見がまとってきたところでございます。

ただ、私たちメンバーにはイラストで絵を描くという能力がございません。だからイメージ的なものを見せようということで事務局のほうにつくっていただいたのが地域別の3 - 2のほうです。こういったかたちで、ポンチ絵じゃなくて高知県の地域別の地図を置いて、その付近、あるいはその地図の中に盛り込ませたいところではございますけど、とりあえず土地利用上の検討事項についてキーワード的に載せて、将来そのキーワードをこのポンチ絵ですね、イラストの才能のある方に外注するなりしてこの中に入れていったらどうかということで、今のところ、絵のほうは進んでおります。

実際のところ、この一枚の川上、川下、中流域、そういった地域別に整理しようといういろいろしましたけれど、「あかうし」を入れてみたり。あかうしを売るのは嶺北だけやろうとか、ここへ行ったら黒牛になるぞとかね。鉄道はどこまで、室戸のほうは鉄道ないぞとか。鉄道ないじゃなくて。いろいろ高速道路もついてないぞとかね、いろいろありまして、それはちょっと一枚にまとめるのは無理だということで、今、ポンチ絵についてはそういったかたちで作業が止まっているところでございます。外注等をして、イラストの専門家に高知県全域の絵を描いていただいて、その中に地域ごとの課題というものをキーワード的に盛り込んでいきたいなということで話をしているところでございます。

一方で、ワーキングのほうでこういった課題が存在するのか。その課題をどういうふう整理していくのかということで、基本方針としてこういった視点でその課題を捉えていくのかということを中心に今年度は検討してまいりました。そのところにつきましての資料が資料3 - 3で、今の検討を体系的に整理したものです。

8月に第1回ワーキングをやりました。そのときには、国土利用計画の全国的な計画は3つの項目に設定されていまして、前回の高知県の計画自体も3つの基本方針にまとめたかたちで整理されておりました。それを8月のワーキングの段階でやっぱり高知県らしさを基本方針のところに出していこうということで検討をまずしました。資料3 - 1をご覧ください。そのときの議論の中身をホワイトボードに畠中委員が一生懸命まとめていただいたのが、この資料となります。

四角で1、2、3ってありますけど、これは元々あるようなテーマでございます。それに加えて文化的な県土利用というのも盛り込んでいったらどうか。1つ、基本的な視点として文化的な高知県の発展と言いますか、文化・スポーツ的と言ったほうがいいかもわかりませんが、そういった面での土地利用という視点も入れたらどうかということで、4つの基本方針を立てようという話に8月の段階でなりました。

10月になって、もう一回検討したのが3 - 1の2枚目のところですよ。それまで安全で安心できる県土利用という視点で基本的な考え方、基本方針を考えていたんですけど、災害に強いという視点と、日々の生活上の利便性を守ると言いますか、日々の生活の安全性と言いますか、安心できる生活というのをちょっと分けて、別の項目立てをしたらどうか。

10月の段階では5つの基本方針を立てたらどうかということで、基本的な考え方を整理しました。

また、ホワイトボードの3 - 1とか、その次の1枚目、2枚目にもありますけれども、土地の所有者の責務ということも基本計画の中に盛り込めないかということも検討したところですけども、文言というか、実際の土地利用計画の改正（案）のほうには特にそのところにはまだ盛り込まれてないところではございます。

今のところは、基本方針として5つの方針を整理して、今後、もし必要であれば、その5つの基本方針に沿ったかたちで地域の課題を整理してポンチ絵をつくっていくということになるかと思います。

ちょっと長くなりましたけど、以上でご報告を終わります。よろしいでしょうか。

（笹原会長）

はい。ありがとうございました。

そうすると、今のところの絵を描く話は別として、今年は基本方針を検討されて、資料3 - 1の2枚目ですかね。2019年10月29日、これが今、ワーキングの到達点であると理解してよろしいですか。

（委員）

はい。そうです。そのとおりです。

（笹原会長）

わかりました。

（委員）

ホワイトボードの写真が意見をまとめたところです。

（笹原会長）

はい。わかりました。

（委員）

そしてその検討に基づいて、資料3 - 3とか。

（笹原会長）

ああ、そうか。3 - 3。

（委員）

3 - 3 にたたき台としての基本計画の案をリストのかたちにしたというところでございます。

(笹原会長)

3 - 2 の左下の基本方針 (案) もそうですかね。

(委員)

はい。

(笹原会長)

はい。わかりました。

そうしましたらちょっと細かい説明と、あと今後の基本計画の策定のスケジュール、これも頭の中に入れておかなければいけないものですから、そのへんを含めて事務局から少し補足説明をお願いします。

(事務局 黒石)

すいません。先ほど不手際が発覚しまして。せっかく基本計画の議題に進んでいっているんですけど、資料 2 へちょっと返っていただいて、先ほどの報告の 16 ページ、17 ページ。

(笹原会長)

16、17。

(事務局 黒石)

はい。タイトルが「整理番号 3 高知森林地域」となっているんですけど、すいません。これ、「報告番号 3」。

(笹原会長)

「報告番号」ですね。

(事務局 黒石)

はい。17 ページも同様でございます。

それともう一点。先ほど室戸の森林計画の面積の確定等々、範囲の確定のときに「ヘリコプターを飛ばして」ということを申し上げたんですが、すいません、ガセネタをつかんでしましまして、訂正をさせていただきたいと思います。ヘリはこのためだけには飛ばさないということで、何らかの航空写真をきちっと使って、手に入れて確認をしていくと。確定するツールは違いますけど、確定することは変わりはないということを訂正させてい

ただきたいと思います。大変申し訳ございません。

それでは、引き続き各資料の説明を簡単にさせていただきたいと思います。

先生と若干重なる部分があるかもしれませんが、まず、資料3 - 2をお願いいたします。非常にちょっと字が細くて見にくいんですが、検討資料として10月29日の第2回ワーキングに使ったものに若干修正をかけたものでございます。

現行の土地利用基本計画書をベースにワーキングの議論や意見等を追記したものでありまして、左上に県土の特徴、課題、動向を記載しております。左下に、先ほど先生からかなりご説明がありました今年度のワーキングで議論したキーワードと言いますか、基本方針の案と、そこにぶら下がるような言葉、キーワードを記載いたしております。

その右の小さな表は、平成27年の国勢調査から人口や高齢化率を地域ブロックごとに集計したものでございます。

その右には、各地域ブロックの特徴を記載してございます。

真ん中の地図で各市町村や地域ブロックの位置関係、グーグルマップや国土地理院の標高図で県土の状況をご確認いただけたらと思います。

資料3 - 2の別添としまして次のページにあります。5本目の柱としての歴史文化的県土利用の参考といたしまして、令和元年高知県統計書の付録から県の重要文化的景観と重要伝統的建造物群保存地区の一覧を添付いたしております。

資料3 - 3をお願いいたします。国土利用計画と高知県土地利用基本計画の目次を、項目を対比させたものでございます。左の端が全国計画の第4次、その右が第5次、これをもとに議論をさせていただいております。一番右端が現行の県計画の第4次、その左、右から2つ目が現在検討いただいております県計画第5次の案となっております。

資料3 - 4をお願いいたします。土地利用基本計画書を事務局の5つの基本方針に全国計画を参考にたたき台となる文章を入れたものが左、赤字で示したところで、右が現在の計画書の内容となっております。非常に量が多いですので、細かい説明は割愛させていただきます。

資料4でございます。先ほど笹原会長のほうからありました令和2年度中に土地利用基本計画書を変更し、令和2年度末に県の広報、いわゆる令和3年度からもうスタートさせるためには、どのようなスケジュール感になるのか、前回の変更スケジュールにならって作成したものでございます。このとおりやろうということではなくて、参考にご覧いただけたらと思います。

手続きの中では、県の関係課や各市町村等に意見照会を行いますので、ある程度、本文が固まった段階、パブリックコメントの前などに何らかのかたちで審議会委員の皆様を確認。夏、秋の手前ぐらいには意見をいただくことが必要と考えております。

さらに、国とか、そういったところに問い合わせをしながら、調整をいたしながら議会への報告が必要になりますので、12月議会になるのか、2月議会になるのかわかりませんが、基本的に12月議会で報告をして、来年2月のこの審議会を開催して、かたちになっ

たものを諮問して、これで決めていただくということになるかと思えます。

これでいくと非常にタイトなスケジュールになってきますので、このとおりやって欲しいということではなくて、もし、来年度からスタートさせるために逆算するとこのようなかたちになるという参考でございます。

簡単ですが資料の説明を終わらせていただきます。

(笹原会長)

はい。ありがとうございました。そうですね。資料4、最後のこのスケジュールですが、あくまでも令和2年度中にこの国土利用計画をつくるためには、という仮定でございます。これはもう用地対策課さんともお話をしまして、無理に今年度中ということではございません。ただ、何らかのスケジュール感は示しておかないと、なかなか作業もしにくいということを示させていただいております。

重要なところは、もし令和2年度中を目指すのであれば、夏頃には基本計画の原案ができていないといけないというあたりでございます。

何度も言いますが、無理する必要はありません。ただし、あんまり遅れるとやっぱりダラダラとなって何か立ち消えちゃうのも怖い気もしますので、一応、目標を、目標でもないですけど、目安とさせていただけるとありがたいかと思えます。

以上でございますが。さて、議論に入りたいと思えます。何をどう議論しようかなというのが難しいんですが。

先ほどワーキング座長からポンチ絵を描くのはやっぱり、絵を描くのはプロがやるので、それはちょっと置いとこうと。ということで、資料3 - 2の理由と基本方針(案)ですね。資料3 - 3、4は、一緒ですかね。基本方針ですね。基本方針の柱立て、これを今回もし決めることができると、次のステージに入るかなと思えます。これも今日絶対決めなければいけないって話ではございません。今日いろいろ課題が出て、宿題が出ればまた持ち帰りということになるかと思えます。

さっきスケジュールのところかどうか、先ほどちょっと事務局と話をしていく中でやっぱりこの基本計画の話があるので、何て言うのかな、審議会、臨時の審議会なのか、それとも一つ落として拡大ワーキングなのかわかりませんが、実質的に議論できる方が集まって議論する場はもたなければならないかもしれません。というか、多分そうなると思えますので、そこもご確認いただけるとありがたいと思えます。

そのうえで、まず基本方針、5つの柱にしようというのが資料3 - 1の2枚目、ワーキングのこのホワイトボードの絵ですね。これがワーキングの現在の到達点でございます。それをきれいにしたのが、その次の資料3 - 2の左下の基本方針(案)。あとキーワードもいろいろ書いていただいているので、キーワードも含めて見ていただけるといいのかなと思えますが、いかがでしょうか。ご意見いただけるとありがたいと思えます。

(委員)

すべての方針が独立しているわけじゃなくて、すべて重なり合ってるというか、つながり合ってるもので、ここからここまでがこの事業というか、これに関係しているものという線引きはなかなか難しいところがあります。ただ、見る視点として5つぐらいにしたほうがいいんじゃないかというワーキングの考え方でした。

当初は安全・安心のできる県土利用というかたちで一本にされていたのを、安全と安心というのはやはり相反する面もあるんじゃないか。災害時はやっぱり安全を重視すると言いますか、ある程度安心というところ、生活の利便性というのは制約される部分があるだろうしということで2つに分けました。

それからやはり自然とか、あとの調整、産業振興との調整はあったけども、やっぱり文化とかそういった面でも何か必要じゃないかということで、文化的な施設の建設とかいうのもありますけども、広場であるとか、公園であるとか、イベントをする会場、そういったことも含めて土佐の文化と、独特の文化を育むうえでの何か土地利用みたいなものも考えてみたらどうかということで入れたんですけど、ちょっと苦しくて、一体何をそれなら文化的な土地利用と言うんだというところで、付けていただいた資料がいろんな文化資産がありますよみたいなかたちで付けていただいているんだと思います。

景観保全とかいうところも文化になってくるかもわかりませんが、町並みとかそういったものについてもやっぱり土地利用というかたちで、今後、高知県自体も何か考えていくべきじゃないかというような。またそれが、いち早く取り組むということは高知らしさを表わす啓発になるんじゃないかというところで委員の方々から出していただいた意見だと思っています。

(笹原会長)

はい。あと、ワーキングのメンバーの方、いかがでしょうか。。

(委員)

何の準備もしてなかった。まだ私はごめんなさい。休憩前のものからちょっと悶々としてしまっているんですけど。もう一度、ちょっと見返してみたんですが、資料2の2ページ目に。

(笹原会長)

2ページ目。

(委員)

はい。「土地利用基本計画について」って、もう一度、年度初めだから復習のためにと付けてくださってるんですが、この一番下に、「県土利用の基本的な考え方や方針を定める」

のが計画ながですよね、って、書いてありますよね。

それで、もう1つが国土利用計画法の資料も付けてくださっていて、国土利用計画法の第九条の6に、「森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域とする」って、何かあらためてこういった文字を見ていると、先ほどからずっとある、森林地域のどんどん、どんどん少なくなっていくっていうところに。

私たちがワーキングでもやった資料3-1にももちろんあるんですが、こちらでも森林っていうのを、自然と共生する持続可能な県土利用に位置づけたりとか、林業っていう産業振興促進する県土利用とかいうお題目があるんですけど、森林率日本一って言いながら、この森林どうしたいのかっていう柱となる考え方がどこっちゃあに見えてきてないなっていうのが、何かこの悶々とする一番大きい課題なのかな。柱となる考え方のない高知県だから、何となくこの休憩前のやり取りを見てたら、役に立たない山だから電力でもつくっとくかみたいな、そんな考え方に見えてしまって仕方なくて。今一度、本当に全国一の森林率を誇るのであれば、その森林の役割とか内容とか、そういうのをもう一度ちゃんと捉え直すのが必要なのかな。

私たちが10月29日に話し合った1から5まですべてに、山、森林っていうのは関わってくるので。ごめんなさい。整理ができませんがですけど、とにかく森林に対する考え方の整理っていうのが、考え方をもちたいな。うん。そこかな。考え方をもちたいなというのが、今のなんか思いです。ごめんなさい。全然整理できてないですけど。

(笹原会長)

はい。ほかにワーキングのメンバーの方、ご発言いかがですか。じゃあ、委員。はい。

(委員)

すいません。大変きれいにまとめていただいた、この3-1の2枚目のところで、先生のほうからもお話がありましたけれども、右上のほうに課題として加えるべきかどうか、土地所有者の責任という問題が1つあるかと思えます。

所有者の責任っていうことは、裏を返すと所有者の所在が不明な土地、あるいは所有者がもう管理を放棄しているような土地、これについての所有権の取り扱いを一体どうするんだ？という話になるわけでありまして。

ただ、一方では既に国のほうでスキームは一定のものが用意されてるわけでありましてけれども、農地にしても、森林にしてもですね。一定の公告縦覧を経て、それでも特に誰も言ってこなかったら意欲ある経営者に農業であれば、経営権利を与えるというようなかたちでありますけれども。

ただ、これ、市町村に一定の負担というか、リスクもかかってくるわけで。もし、誰か、「オイ、オイ」といって名乗りを上げてきたら裁判にでもなったら矢面に立つのは市町村

なわけでありませし。

あるいは、今、林野庁のほうでもやっています森林経営管理制度というのができましたけれども、こちらにおいても意向調査というのを市町村が森林所有者に対して行って、ここは所有者は自分ではもう管理できませんと言ってきて、市町村がですね、ここはでもちゃんとしっかり管理しないとうまくできませんよねということになれば、市町村がいったんそれを引き受けて、まあ、所有権はともかく、管理権を引き受けて、それを誰か林業者、森林組合とか、そういうところにさらに委託をするというようなことになるわけですが、それにしてもやっぱり市町村が一定程度引き受けなきゃいけないわけで、結局、市町村に負担がかかってくることになるわけではあるのですが。そういう意味でやはり皆さん二の足を踏むというのは非常に理解できる場所ではあるんですけども、ここでじゃあ、止まってしまっていていいのかなということ。

これは高知県さんにちょっと何か私がこういう立場で煽るような言い方はあれかもしれませんが、高知県として今のまま放つとはいえないということで、何か新しい一歩踏み込んだことを打ち出せるかどうかということが、これは一つの高知県らしさというか、それを打ち出していくことになるのではないのかなと思います。非常に困難な一歩であるとは思いますが、というふうに考えました。

(笹原会長)

はい。非常に積極的なご意見、ありがとうございます。おそらくこれは、委員個人としてのお考えかと思うんですが。まあ、どちらでも結構ですけど、非常に思い切りがいの話ではありますけれど。はい。

(委員)

ただちょっと、まあ、個人の意見ではもちろんあるんですけども、若干国の人間としてのあれを申し上げるならば、むしろこういうことでわれわれはもう切羽詰まってきたからやらなければいけないんだということを、逆に県や市町村のお立場から国に対してどんどんぶつけていくということを、実は国のほうも投げつけられることを期待してるという面は一方ではあるのではないのかなと思います。ただ、大変であることはもちろんよく理解しているつもりです。

(笹原会長)

この国土利用計画そのものについてもわれわれ文句を言い、文句というか意見を言い、それを用地対策課さんから国にもぶつけていただいたりしているので、そのへんは私どもみんな、困難でも頑張ろうというところはあるかと思えます。そういう意味では、そうですね、さっき例えば、座長から歴史文化的国土利用、そんな国土利用あるのかって話はあったんですけど、やっぱりこれは高知県らしいのであれば書くべきだと思うし、と思い

ます。

あと、いかがでしょう。はい。委員。

(委員)

ワーキングの委員なんですけれども、それでもなんかあんまり役に立てなくて申し訳ありません。

ここに文化的っていうのもあるんですけど、私はマラソンであちこち県外に走りに行くんです。高知でも龍馬マラソンがあるんですが、高知県っていうのは、まったくランナーに対しての配慮がないっていうか。

(笹原会長)

おお、そう。

(委員)

そうなんです。例えば、あちこち行くと、ちょっとしたところにランニングコース、例えば、大分なんかでも小さな堤防のところにもアクト 300、フード 30(*)とかいった。高知県、高齢化で運動量もすごく少ないんですが、ちょっとしたそういった配慮があるとみんな歩いて、それから走ったり。大体はコースがあるんですよ、どこに行っても。だからレースの前日は、そこらあたりで走って調子整えたりするんですが、お城のまわりとか、鏡川のまわりは何もないんですよ。だからそういったスポーツをしましよってイベントはあるけど、それに対してフォローができてないっていうのがすごくあちこちに行ってみて感じました。そういったスポーツもちょっとここにいただいたら、健康とかスポーツとかっていうのを、今になって申し訳ないんですけど、すごくあちこち行って痛切に感じる場所です。

*ウォーキングコース等の看板表示の内容で、アクト 300 (= 1 日 300kcal の運動をしましよ)、フード 30 (= 健康のために 1 日 30 品目摂りましよ) の意味。他にも、コース路面に距離表示を行い、運動に取組みやすくしている。

(笹原会長)

キーワードとして、この歴史文化的県土利用の中に入れるということがあるかもしれませんが、それが、何が国土利用なんだっていう話ではないと思います。やっぱり県土の利用の方針の方向を示すということですので、キーワードとして書いてあるというのは非常に重要だと思います。

ほかにいかがでしょう。ワーキングメンバーの方。はい。お願いします。

(委員)

振られたからというわけではないんですけど、今、委員もおっしゃっていましたが、やっぱり高知県は森林というか林業が県が衰退する原因の大きいところだと思うんです。それは国のおそらく産業政策の犠牲になったところが大きいと思います。考えれば、木材価格が上がれば皆、森が欲しくなるわけですから、土地を放つとかなくなるわけですね。欲しい、欲しいになるんですけど、今はもう山は本当に遺産分割なんかでも評価ゼロで押しつけ合いなんですよ。その揚げ句に放つとくという。地積調査なんかでも誰も立ち合いに来ないから、結局プラス表示で境界未定で放つとかれると。片一方が頑張ればですね、そんなことがあったりして。

やはり森林価格、というか、いろんな意味で、それで、難しいと思うんですね。この太陽光も何かいろいろ問題はあるけど、エネルギーのことを考えるとやっぱり太陽光も風力も、それから潮力もいろんなものを考えていかないと未来はないし、そのへんの兼ね合いが今すごく難しく、どこを立てればいいのかっていうのが、この5つの中でわれわれもすごい悩んだところなんですよ。

でもそのときに、この5番目を忘れたんでは何か寂しいだろうというところですね。だから拠り所としてはやっぱり5番目というのはすごく大事にして欲しいとは思いますが、あとは、本当に兼ね合いが難しいし。

昔は営林局って言ってましたけど、林野庁の方には頑張っただけ欲しいと思います。本当に私は、何十年か、五十年かというか、東京オリンピックの頃から全然木材価格が上がってないっていうのは、こんな異常なことはないんじゃないかと思ってまして。あの頃の物部とかの賑やかさを思えば、何でこんなことになってしまったんだろうと。うちの父親なんかは、中曽根さんのせいだと言っておりましたけれど。まあ、われわれも構成委員としてやっぱりこの林（りん）をなんとかいろんなエネルギーのあれなんかとのバランスをとってやって、少しずつですけど、林業従事者もほんのちょっと、一桁、二桁の感じで増えてるらしいんで、丸っきり絶望なわけでもないみたいなんで、そのへんをこの中に何とか織り込んでいきたいと思っていますし、5番を大事にしたいと思っています。よろしく。

（笹原会長）

何かありますか。そしたらまず私のほうでまとめて。

そしたら今の委員のお話の中でまず非常に強い、森林の話と、これ、ちょっともし後で委員からあればお話をいただきたい。それとあと、5番の歴史文化的県土利用は、すべてにつながるというか、すべての基盤である、ぜひ入れるべきだという積極的なご意見がございました。

何かもし森林、林業であれば、委員から。

（委員）

ご指名でありましたので。大変貴重なご示唆に富む委員からのご意見でございました。

これは交通整理が必要かと思うんですけれども、別途新たな高知県知事のもとで産業振興計画が立てられようとしているわけですので、むしろそちらに盛り込むべき内容というのはかなりの部分あるのかなというのは、ちょっと感じたわけですのでけれども、個人的には非常に激励と申しますか、ありがたいお言葉だと思っております。

(笹原会長)

そうですね。あとは先ほどの発言、歴史文化的県土利用はすべてのベースだからぜひ書くべきだということ。忘れていました。森林管理の話は、1から5のすべてにかかるので、どう書くかを検討すべきであるということかと思えます。

そのうえで今の石垣委員のお話。これ、多分、森林管理に限らない話だと思うんですが、産業振興計画等々の、産業振興計画だけじゃないかもしれません。ほかの基本計画で書かれるべき内容と、あとこの土地利用基本計画で書かれるべき内容もありますよねというところ。ただし、これについては、先ほどのスポーツの話のように、多少関連があるのであれば踏み越えてもいいんじゃないか。重要なところはいろんな計画で重複して書いてもいいところがあるかと思えますので。ただ、あんまり踏み越えすぎるとそれはヤバイよねということでしょうから、その国土利用基本計画で書くべきことは何かということも意識をしながら考えるべきだとは思えます。

ただ、これだけ委員の皆さんのお話をお聞きすると、森林の管理、林業も含めた、それについてはあんまり踏み越えちゃいけないけれど、森林の利用の仕方、利用の仕方という観点で少し作文をしてもいいのかなという気はいたします。

いかがでしょうか。委員。

(委員)

今回は策定するということが目的になってるんですけども、実際は策定した後、それをどうするかというところを私たちは考えていないといけないと思うんですよ。

最初ワーキングのところでもそれが議論になって、私たちは学校教育のほうにそれを、子どもたちに教えていくべきじゃないかということで、検討していたわけですけど、つくったものをどういうふうに伝えていくか。

それこそが何かこの審議会の役割というのは、議論をしてここで審議するというか、つくった後のものをみんなに伝えていくのが私たちの仕事の大きな部分じゃないかなと思うんですよ。確かに監視をするということも重要かもしれませんが、これから子どもたちなり、次代の高知県を担う県民に対してどうやって伝えていくか。この基本的な考え方というものを共有していくということで、事務局の方にもそういったことがこの計画の中に盛り込めないかな、何か盛り込めればいいのかということをお願いしているんですけどなかなか難しい。

ただ、ワーキングの中では学校で請われたらみんなそれぞれに委員になったら一遍は行

って、子どもたちの前で自分の分野の県土利用の重要性とか、みんなの財産ですよというふうなことを伝えていけたらいいねという話は毎回しているところです。だからそういう場を与えてもらえるというか、そういった方法を何か考えていただけたらなというのはありますね。

(笹原会長)

事務局、かなり議論されたと思うんですがいかがですか。

(事務局 黒石)

非常にこの法律そのものが各個別法の上位法に位置するというので、ちょっと言い方悪いですが、精神論的な、どう言いますかね、思考というか、のはあるとは思いますが、あとその細かい部分については、林業分野であれば林業の森林法のほうで林業政策を打っていくというのが基本になってきますので、広い意味でそういったことを書き込むことは可能かとは思いますが。ただ、会長が今おっしゃったように、細かいところへ踏み込んでいくと各個別法でどうなるのか。そっちの政策のほうで、というのが懸念はあろうかとは思いますが。

もちろんこの会ですから自由に発言をしていただいて、自由にこれはつくっていくものだと思いますけど、どうしてもその各個別法に、個別政策のほうにいくとどうしても制約をかけざるを得ない部分は出てくるかとは思いますが。

(笹原会長)

嫌われることを覚悟で発言しますが、先ほど委員が懸念されていた高知県、森林と林業どうするの？っていうところ、これも今の黒石課長のご発言の内容そのものだと思います。基本的にやっぱり森林、林業なんか基本計画でしたっけ？ そちらのほうで定められるものであると。ですから、それは意識しつつ、この土地利用、森林地域の利用という意味でここに何が書けるかという観点で考えていくべきなのかなと思います。

先ほどの委員の産業振興計画で書くものと、というところもそうだと思いますが。だからといってもうこの国土利用基本計画法の枠内にぎちぎちに入らなきゃいけないとはまったく思いませんので、そこは最近の行政の方向も多分少し変わってきていると思いますし、少しやっぱりそういう大事なことはどんどん PR していくというところ、それを精神論じゃないかって言っちゃえばそれまでなんですけれど、やっぱりある程度まで書けることはあると思いますので、そこは事務局とも調整すればいいとは思いますが。

(事務局 黒石)

確かに先ほど委員からおっしゃられた、いわゆる所有者不明土地問題が2年ぐらい前からかなりクローズアップされて、その当時、2年ぐらい前で九州以上の土地が所有者がわ

からない。2040年には北海道に近いぐらいの土地が所有者がわからないというかなりショッキングな報告があって、国のほうも所有者不明土地問題に関してはかなり踏み込んだ政策というか、方向へ向いていただいています。

特に、2020年に法が整備される見込みだと思えますけど、いわゆる今、相続登記はすべて申請主義ですので、地権者というか、相続人が何もしなければ放って終わりであるというのを義務化するという方向へ大きく舵を切りましたので、われわれとしても、ここ、用地対策課は用地が所管しておりますので、相続争いというか、相続してない土地、買収しに行くと500人ぐらいの相続人がおるといところは出てきて、愕然とするような土地が山のほうに行ったらあります。そういったところを解消できるような、今後は相続が義務化されて、非常に裾野が広がらない、系図をつくる必要がないという時代が来るとは思いますが、そういう方向でかなり検討をしていただいておりますので、国の意識もかなり変わってきておるといふか。

今、委員さんがおっしゃられた所有者不明土地を有効利用するためにはどうしたらいいかということで、去年の6月に特措法、所有者不明土地特別措置法というのが施行されて、利用権を設定して、地域福利増進事業と言いますが、集会場とか、駐車場とか、その地域にないものをつくることができるとか、人の土地を勝手に使うということも踏み込んでおりますので、かなり意識は変わってきておる。

こういう所有者不明土地問題の例になるんですけど、意識が変わっておりますので、そこは切り口としてそういう国土利用計画法のほうで、この基本計画で何らかの記載をするというのは、個人的にはアリかなという気はするんですけど。まあ、当然これは庁内でも知事まで上げていく案件になりますので、どういう議論になるのかこれからの。

(委員)

なんか、知事そのへん詳しくそうですね。何か法案つくるときの担当者だったって。

(事務局 黒石)

そうでしたね。ですからある意味、ちょっと不謹慎ですけど楽しみな案件というか、その内容ではあります。委員さんが収用委員に着任されたときに知事と懇談をされて、そのときかなり理解があるということは知事が申していましたので、ちょっと面白いかなという感じはありますね。はい。すいません。ちょっと余談になりました。

(笹原会長)

すべてを知ってるわけではなくて、何年かそういうことをやっていたということなので限界はあるとは思いますが。

そうですね。事務局の今のお話もありましたように、少し踏み込もうということで、私も、踏み込もうという方向で基本的に検討しています。

そうですね。時間の関係もありますので、少しまとめに入っていきたいと思います。

まず、この資料3 - 1の2ページ目のホワイトボードを見ていただいて、今までの議論を聞いていると2つあるかと思います。

まず1つ目は山本委員のお話にあったように、5番、歴史文化的県土利用、これは1番から4番までの共通のベースであるので、これは書く、キーワードとして入れることは絶対に重要であるというところでございますが。

もう1つが、森林、林業ですね。多分、森林、林業、先ほどお二人もおっしゃっていましたが、この3番なのか、4番なのかわかりませんが、自然と共生するのところに一応入るんですが、これも森林の利用、高知県に関してはベースだと思いますので、この2つを積極的に書くという方向で。ただし、森林と林業をどうしようかというところについては、事務局、あとは石垣委員とか、治山林道課さんも含めて、やっぱり専門的な知識もいただきながら、なおかつこの国土利用基本計画として多少踏み越えたところも絶対入れますけれど、そういう文章をつくる必要がありますので、これは継続審議にしたいと思います。

ということで、まず基本方針として、この2019年10月29日の5つの柱をお認めいただけるかどうか。多少、当然語句、文言は変わると思います。あとは、3番だけに入れちゃいけないんですけど、高知県の森林、林業ということをいかに書いていくかということ継続審議するというところでお認めいただけますでしょうか。

《「はい」の声あり》

(笹原会長)

はい。ありがとうございました。

そうしましたらそういうことで基本方針はこの5本柱ということに決めていきたいと思えます。

あと、「これで終わり。わー、終わった」って言っちゃあいけないので、今後の進め方を少し簡単に決めていかなければいけないんですが、どうしましょうかね。事務局どうですかね、今後の進め方。おそらくこれから細かいことを書いていくことになるので、どうしてもやっぱり行政的な知識、経験、能力が必要になってくると思いますし、あとやっぱりワーキングの方にかかる負担も相当なものがあるかと思えます。ですから、何て言うのか、ワーキングは一回これで終わりにしたほうがいいかな？

(委員)

どうですかね。

(笹原会長)

どうですか。それともワーキングを中心に。多分、キーワード、役所の人が思いつけないキーワードを出す必要はあると思うんですよ。そこはできればワーキングのほうに。今までにないようなキーワードが出るかどうかはわかりませんが、その多分、基本計画ってキーワードが大事なんですよ。役人以外あれを全部読む奇特な人はいませんので、キーワードだと思います。

ですから、今までの作業をもう少し進めていただいて、事務局が筆を持つときに、これはみんなで見るんですけど、ワーキングのメンバーの方に主体に見ていただくと。細かい行政的なところとか、法律の話はいいんですよ。だけど、キーワードが入っているかどうか。あとはさっきの森林、林業をどうするかっていうところの議論は、多分事務局とやらないと進んでいかないと思うので、そういうところをまたワーキングを中心に進めていただくと。

ただし、今、ワーキングのメンバー限られていますので、もう拡大ワーキングっていうかたちにしてしまって、ワーキングの日程とかは委員に決めていただくんですけど、そのときに参加できるワーキングメンバー以外の方がいらっしゃれば、またご参加いただけるようにするというかたちで進めていくということではいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

《「はい」の声あり》

(笹原会長)

委員、どうですか。

(委員)

ちょっと気になるのが、そのポンチ絵を描く場合ですね、最終的にワーキングの仕事じゃないかもしれませんが、成果物としてポンチ絵を描くとかっていうところまで見越してやるんだったら外注とかいうことも必要になってくるんだろうと思いますし、そういった予算的な措置とかいうのは、事務局にお任せしとってよろしいんでしょうかね。

自分たちで絵を描くのはちょっともう限界が。

(笹原会長)

それは無理ですね。

(委員)

無理で。

(笹原会長)

それはやめましょう。

(委員)

キーワードだけ、どのエリアでどんなキーワードがあるんじゃないの？ということ、それをどういうふうに配置をしていくのか。そういったことはできるかと思えますけども。

(笹原会長)

そうですね。アイデア出しがまず大事だと思うんですね。あと、審議会委員と言いつつ、やっぱり一般県民の代表という立場で皆さんいらっしゃると思うので、ですから一般県民の視点で見られているというところを担保するというところが大事なんだと思いません。そういう意味では、今、ワーキング長がおっしゃったように、やっぱり基本的なアイデア出しと、あと基本計画の方向を整理するというところですかね、それがワーキングおよびわれわれ審議会の委員の仕事になるのかなと思えますが。

(委員)

はい。

(笹原会長)

事務局、いかがですか。

(事務局 黒石)

はい。ポンチ絵と計画はまた別の問題かと思えます。その計画ができないとポンチ絵はできませんので、並行しながらということになるかと思えますけど、どうしてもお役所ですので、先生が言われたように、予算のことが絡んできます。ご承知のように当初予算はもう既に原案はでき上がっておりますので、来年度、令和2年度に3年度の予算化に向けた活動を財政当局にしていく必要があるかとは思いますが、もしくは金額が少なければ補正予算を組むとかいうこともゼロではないかとは思いますが、ご存じのとおり非常に厳しい、10円、1円を財政課、切ってきますので、非常に懐が厳しい高知県ですので事務局としてはそういったポンチ絵をつくる予算獲得には努力はしていきたいと思えます。

(笹原会長)

ですから予算獲得のためには、ワーキングとか、この審議会関連で何をやらなければいけないのか。例えば、ポンチ絵を何枚描きましょうとか、そういうところを詰めることも含めて、それはこれからの作業になりますので、どうしてもやっぱり今、黒石課長がおっしゃったように来年度に向けての対処は、そもそも今、いくら金が必要で、どれだけの労力が必要なのか、われわれもわかっていないので、それも含めてこれから検討していくと

ということになるかと思えます。

そんなところでよろしいでしょうか。

そうしましたら、特に高知県の森林、林業ということで何が書けるのかというところ、そもそもそれ自体も難しいところがありますが。あとは、歴史文化的県土利用、何書くの？っていうのも難しいですけど、難しい、難しいと言っていると先ほどの委員のご意見のように何も進まないの、ちょっともう頑張るしかないかなと思えます。また、松島委員をはじめとするワーキングのメンバーの皆さん、そしてワーキング以外のメンバーの方も含めてご協力いただければありがたいと思えます。ということで、今後の進め方でございます。

そうしましたらこれで今日の審議会のすべての議事を終了いたしました。委員の皆様にも今日も熱心にご議論いただき、また議事の進行にご協力いただいたことを感謝申し上げます。そうしましたら議事を事務局にお返しいたします。

(事務局 黒石)

お疲れさまでございました。ワーキングのメンバーは引き続きということでよろしいですよ。

(笹原会長)

そうか。

(事務局 黒石)

互選ではないですので、引き続きしていただける。

(笹原会長)

基本的にお願いですと。委員はもう自動的になっちゃってますね。

(事務局 黒石)

はい。自動的に。あて職になってますので。はい。ありがとうございました。

それでは、最後に事務連絡を事務局のほうからさせていただきます。